

健康保険・厚生年金保険 賞与に係る保険料率

(平成30年3月～)

平成30年3月以降に支払う賞与は保険料率が変わっております。

政府管掌健康保険料				厚生年金保険料	
40歳未満、65歳以上の方		40歳以上65歳未満の方		一般の被保険者	
健康保険料率		健康(介護)保険料率		厚生年金保険料率	
全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
9.93%	4.965%	11.50%	5.750%	18.300%	9.150%

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、標準賞与額（各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額）に上記の保険料率を乗じた額となります。

$$(\text{千円未満を切り捨てた賞与支給額}) \times (\text{保険料率}) = (\text{賞与に係る保険料})$$

標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合には1か月あたり150万円が上限となります。（平成28年4月1日から）

例) 35歳の方に300,000円支払う場合、 $300,000円 \times 4.965\% = 14,895円$ 、 $300,000円 \times 9.150\% = 27,450円$
健康保険料14,895円、厚生年金保険料27,450円

賞与にかかる保険料は、毎月の保険料と合算されて賞与支払届出提出月又はその翌月の納入告知書(口座振替の場合は、納入告知額通知書)で通知されます。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目2-9番地9

タクエー横浜西口第6ビル 6階



社会保険労務士法人望月事務所

行政書士法人望月事務所

TEL (045) 313-6188 FAX (045) 313-6177

<http://www.o-mochizuki.jp/>